

# 退職者代より



# 目 次

理事長あいさつ .....	1
共済年金の改定について .....	2
退隠料・互助年金の改定について .....	2
平成19年4月施行の新制度について .....	3
所得税から住民税への税源移譲について .....	5
加給年金額について .....	6
雇用保険との併給調整について .....	7
再就職による年金の支給停止について .....	8
国民健康保険料の特別徴収について .....	10
現況届の提出が不要となっております .....	10
〈年金豆知識〉 必要な届出は忘れずに .....	11
地方公務員共済組合の宿泊施設 .....	12
個人情報の保護について .....	17
〈文芸欄〉 - 俳句・川柳 - .....	18
年金カレンダー（共済年金） .....	19
年金カレンダー（退隠料・互助年金） .....	20

## 表 紙

### 大阪市立長居植物園

長居植物園は、約24万㎡、園内には約1,000種類の植物があり、季節に応じた花々が楽しめる都会のオアシスです。

6月の花、アジサイ・ハナショウブ・スイレン・ヘメロカリスなどが見頃となります。

ヘメロカリス（ユリ科）は、約2,000㎡のヘメロカリス園に50種類1,800株が、5月下旬から7月中旬まで色とりどりに美しく咲き誇ります。

- 住 所 大阪市住吉区长居公園 1 - 23
- 最 寄 駅 地下鉄御堂筋線「長居」駅 JR阪和線「長居」駅
- 問合せ先 長居植物園 06-6696-7717



# 理事長あいさつ

理事長 井越 将之

初夏の候、皆様にはご家族ともどもますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から共済組合の事務事業に格別のご理解を賜わり、心から厚くお礼申し上げます。

地方公務員共済組合制度は、昭和37年12月の発足以来、今日まで幾多の制度改正を経て、地方公務員とその家族の生活の安定や福祉の向上に大きな役割を果たしてまいりました。

わが国では、社会の少子・高齢化がますます進んでおり、高齢期における生活設計の柱である公的年金制度の長期的な安定を図ることが大きな課題となっております。

こうした状況の中、厚生年金保険制度に合わせることを基本とする被用者年金制度の一元化等に関する基本方針が、昨年4月28日に閣議決定され、共済年金の職域加算や追加費用等の抜本的な見直しの方向性が示されたところです。そのめざすところは、今後の少子・高齢化の一層の進行などに備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じて、将来、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めることにあり、これを踏まえた「被用者年金制度の一元化」法案が、本年4月13日にまとめられ、今後、継続して審議が行われることとなっております。

本年4月からは、平成16年度の年金制度改正に伴う退職共済年金の支給の繰下げや離婚時の分割制度等が実施されており、地方公務員の共済制度は今後も大きく変化していきますが、共済組合年金制度が退職後の暮らしを支える大きな役割を果たせるよう、今後とも事業運営に全力を尽くしてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。



# 共済年金の改定について

## 今年度は年金額が据え置かれます

平成16年10月の法改正前における共済年金の改定は、毎年物価の変動に応じて行われてきました。ただし、平成12～14年度は合わせて1.7%分を減額すべきところを特例的に据え置いていました。

しかし、平成16年10月の法改正により、この据え置いたマイナス1.7%分を年金額に反映させ、今後は賃金や物価の変動等に応じて改定を行うこととなりました。これを「本来水準」といいます。また、マイナス1.7%を据え置いた法改正前の年金水準を「特例水準」とし、この特例水準については、今後物価が下落した場合には年金を減額し、物価が上昇した場合には増額しないこととされています。

なお、本来水準の額が特例水準の額を上回るまでの間は、特例水準の額を支給することとされており、現在は特例水準の額が本来水準の額を上回っているため、特例水準の額が支給されています。

今年度については、本来水準の額が改定されず、特例水準についても物価が前年と比べてプラス0.3%となったため改定がありません。したがって、引き続き特例水準により支給されることとなり、年金額が据え置かれることとなりました。

年金額の改定通知書は、毎年退職者だよりとともにお送りしていますが、今年度につきましては、年金額が据え置かれることとなったために、退職者だよりのみの送付とさせていただきます。

# 退隠料・互助年金の改定について

退隠料及び互助年金の年金額は、本市条例に基づき恩給法に規定する恩給年額の改定の例により改定することとなっておりますが、平成19年度につきましては、現行の年金額が据え置かれることとなります。

# 平成19年4月施行の新制度について

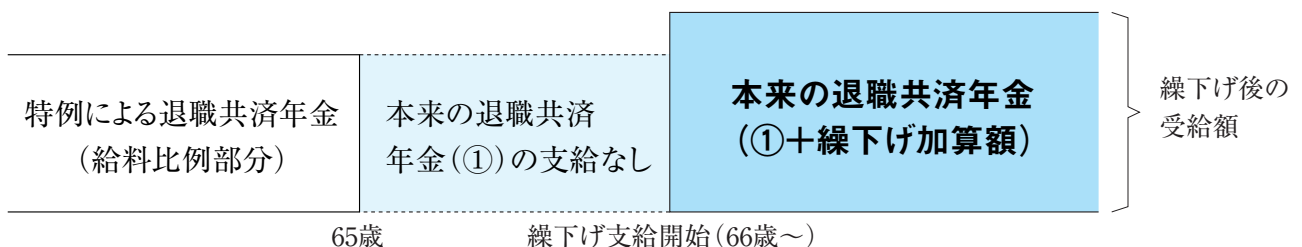
平成16年の共済年金制度の改正により、次の制度が平成19年4月より施行されることとなりました。

## 1. 退職共済年金の繰下げ支給制度

平成19年4月1日以降に65歳になる昭和17年4月2日以降生まれの方は、65歳以降の退職共済年金について、受給開始年齢の繰下げを選択すること（65歳からの支給を止めて、66歳以降に受給する方法）ができるようになりました。繰下げた場合の退職共済年金は、支給繰下げ期間に応じた割合が加算された額になります。

65歳になる前に共済組合から「本来の退職共済年金」の請求書をお送りしますので、繰下げを希望される場合は、その際にお申し出ください。

- ※ 再就職による年金の支給停止がある場合は、繰下げの対象となる退職共済年金の額は支給停止後の年金額となり、繰下げ加算額も減額されます。
- ※ 繰下げ請求は、66歳以降から行えます。請求までの期間は年金の支給はありません。
- ※ 障害又は遺族を給付事由とする年金の受給権をお持ちの方は、繰下げ請求ができない場合があります。



◇ 繰下げ加算額＝「本来の退職共済年金(①)」×「加算率(1ヶ月あたり0.7%)」×「65歳から繰下げ支給までの月数(上限60月)」

## 2. 民間企業等にお勤めされている70歳以上の方の年金の支給停止

民間企業（厚生年金の適用事業所）等にお勤めされている70歳以上の方の退職共済年金等につきましても、賃金と共済年金の合計額が月額48万円を上回るときは、年金額の一部が支給停止となります。（共済組合への手続きは不要です。）

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

### 3. 65歳以上の遺族共済年金等の支給方法の見直し

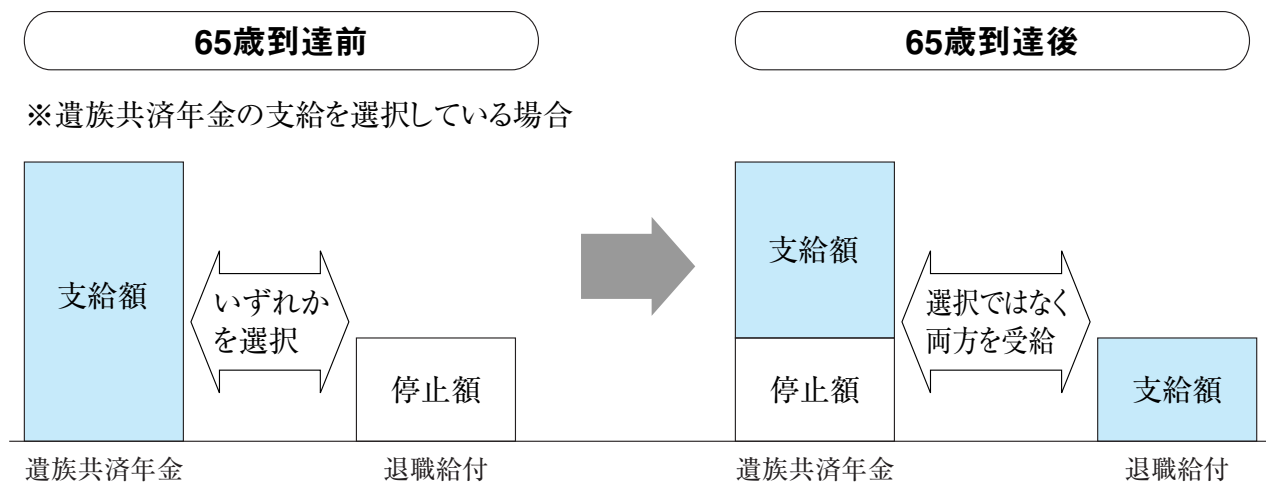
遺族共済年金等（遺族厚生年金などを含みます）と退職給付（退職共済年金、老齢厚生年金等）の受給権がある方については、65歳以降自らの退職給付を全額受給したうえで、遺族共済年金等は、その退職給付に相当する額が支給停止されます。（老齢基礎年金は全額支給されます。）

ただし、退職給付の金額が遺族共済年金等の額を上回る場合には、退職給付のみを全額受給することとなります。

また、「退職給付の1/2 + 遺族共済年金等の2/3」が遺族共済年金等の金額を上回る場合には、「退職給付の1/2 + 遺族共済年金等の2/3」をもって遺族共済年金等の額とし、退職給付を全額受給したうえで差額を遺族共済年金等として受給することとなります。（この方法は、配偶者の死亡による遺族共済年金等の受給権をお持ちの方に限ります。）

対象となるのは次のいずれかの方です。

- ・ 既に遺族共済年金等の受給権をお持ちの方で平成19年4月2日以後に65歳となる方
- ・ 平成19年4月2日以後に遺族共済年金等の受給権が新たに発生することとなる65歳以上の方



### 4. 子を有しない若齢期の妻に対する遺族共済年金の見直し

遺族共済年金の受給権が発生した時点で、子のいない30歳未満の妻に対する遺族共済年金については5年間の有期給付とすることとなります。

ただし、平成19年4月1日以前に既に遺族共済年金の受給権をお持ちの方は、対象となりません。

## 5. 離婚等をした場合における年金分割について

離婚等をした場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、両者の婚姻期間等にかかる組合員期間の掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額を分割（2分の1を上限）することができます。平成19年4月1日以後に成立した離婚等が対象となります。

なお、分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、退職共済年金を受給することになります。

分割を希望される場合は、共済組合までご連絡ください。

- ※ 按分割合は当事者間の合意、または裁判により定めます。
- ※ 年金分割は、原則として離婚した日の翌日から2年以内に請求する必要があります。
- ※ 退職共済年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、原則25年以上必要です。
- ※ 分割を受けても、共済組合の組合員期間が1年以上ない方の場合、退職共済年金の実際の受給開始は65歳からです。

## 6. 受給者の申出による支給停止

受給者の申出により、年金を受け取らないという選択ができるようになりました。

年金を受け取らない旨の申出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。なお、過去にさかのぼって申出をすることはできません。

いつでも将来に向かって年金の受取りを再開することができます。再開する旨の申出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。

申出をされる場合は、共済組合までご連絡ください。

# 所得税から住民税への税源移譲について

地方分権を進めるため、国（所得税）から地方（住民税）へ3兆円の税源が移譲されました。

これにより、税金を納めている方のうち、ほとんどの方は、平成19年2月支給期から年金にかかる所得税の源泉徴収税率が10%から5%に下がりましたが、**平成19年6月頃に市区町村から通知のある住民税が増えることとなります。**

税源の移し替えですので、所得税と住民税を合わせた負担額は、原則としてこれまでと変わりません。

- ※ ただし、景気回復による定率減税の廃止など、別の要因により実際の負担額が増えることはあります。

# 加給年金額について

昭和61年4月1日以降に受給権が発生した年金を受給されている方のうち、組合員期間が20年以上である方が、退職共済年金を受ける権利を取得した当時<sup>(注1)</sup>、その方によって生計を維持されていた<sup>(注2)</sup>次の①及び②に該当する方があるときは、加給年金額が加算されます。また、障害共済年金においては、障害等級が1級または2級の方で、①に該当する方があるときに加給年金額が加算されます。

① 65歳未満の配偶者

- ② { ・ 18歳未満の子(18歳に達する日から最初の3月31日までの間についても該当します)  
・ 20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある子

(注1) 昭和16年4月2日以降に生まれた方については、満額支給開始年齢に達した当時となります。

生年月日	満額支給開始年齢
昭和16. 4. 2～18. 4. 1	61歳
昭和18. 4. 2～20. 4. 1	62歳
昭和20. 4. 2～22. 4. 1	63歳
昭和22. 4. 2～24. 4. 1	64歳

※消防司令以下の消防職員の場合は6年遅れのスケジュールとなります。

なお、満額支給開始年齢に到達する日の属する月が偶数月の場合にはその前々月に、奇数月の場合には前月に共済組合より加給年金額対象者について調査票を送付いたします。

また、障害等級3級以上の障害の状態にある方または組合員期間が44年以上ある方については、支給開始年齢の特例があるため、加給年金額の加算年齢が異なります。

(注2) 「生計を維持されていた方」とは、原則として同居し、恒常的な収入が(給与収入の場合)年額850万円未満である方をいいます。



## 加給年金額の停止と消滅 ～届出が必要です～

### 停止になる場合

- ① 配偶者が、退職・老齢（加入月数が240月またはそれに相当するもの）や障害を給付事由とする年金を受給することとなったとき（ただし、国民年金の老齢基礎年金は除く）  
※配偶者の年金が全額停止となっている場合、加給年金額は支給停止されません。
- ② 受給者本人が、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給することとなったとき

### 消滅になる場合

- ① 加給年金額対象者が死亡したとき
- ② 加給年金額対象者の恒常的な収入が年額850万円以上になったとき
- ③ 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- ④ 加給年金額対象者である子が配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 加給年金額対象者である養子縁組による子を離縁したとき
- ⑥ 加給年金額対象者である子が婚姻したとき
- ⑦ 加給年金額対象者で障害等級1・2級に該当する子が、その障害の状態でなくなったとき（18歳未満の子を除く）

☆ 加給年金額対象者が上記のいずれかに該当したときは、すみやかに共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。11ページ参照）

## 雇用保険との併給調整について

雇用保険法による失業給付の「基本手当」を受給すると、その間、特例による退職共済年金の一部が支給停止となります。（平成10年4月1日以降に受給権の発生した退職共済年金を受給している65歳未満の方が対象となります。）

### ◎ 支給停止される期間

公共職業安定所で求職の申込をした月の翌月から、基本手当の受給が終了するまでの期間です。（基本手当を1日も受給していない月はその月分の年金が支給されます。）

失業給付の「基本手当」を1日でも受給されますと、職域年金相当部分を除く年金が停止となります。その結果、基本手当よりも年金の停止額が大きくなる場合がありますので、請求されるときはくれぐれもご注意ください。

※ 公共職業安定所に求職の申込をされる際は、必ず共済組合までご連絡ください。

届出が遅れますと、年金の払い過ぎが生じる場合があります、返還していただくこととなりますのでご注意ください。（届出用紙は共済組合にあります。11ページ参照）

# 再就職による年金の支給停止について

## ●所得による制限●

退職や障害を給付事由とする年金を受給されている方（昭和12年4月2日以降生まれの方）が再就職により「厚生年金保険の被保険者」等になった場合には、次の計算方法により年金の支給が停止されます。

※「厚生年金保険の被保険者」等とは次の方をいいます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者（第四種被保険者を除く。）
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団の組合員
- (3) 国会議員または地方公共団体の議会の議員（昭和12年4月1日以前生まれの方も含む。）

## 支給停止額の計算方法

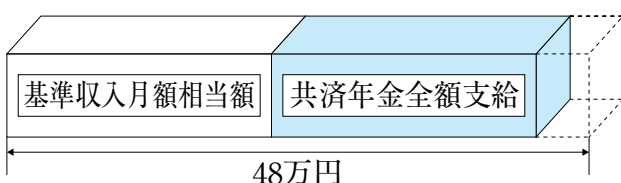
(注) 基準収入月額相当額と共済年金（職域年金相当部分及び加給年金額を除く）の月額の合計額が48万円に達するまでは、満額の年金が支給され、これを超えるときは、その超過分の $\frac{1}{2}$ の年金額が停止されます。

$$\text{◎ 支給停止額} = (\text{注) 基準収入月額相当額} + \text{共済年金の年額} \div 12 - 48\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

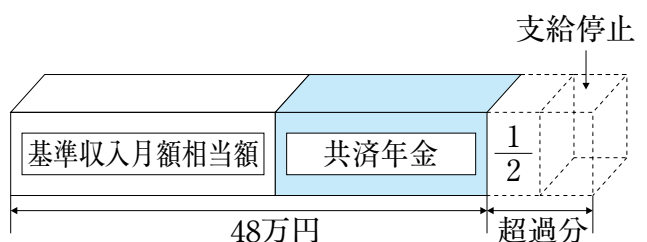
(注) 基準収入月額相当額…他の年金制度等に加入している月の前月における\*標準報酬月額（上限：62万円）+その月以前の1年間の掛け金の標準となった期末手当等（各月の上限：150万円）の総額 $\div 12$

\*標準報酬月額…本給と諸手当の合計額に基づき、「標準報酬月額表」の区分によって定められています。

◎合計額が48万円に達するまでは、  
満額の年金が支給されます。



◎合計額が48万円を超える場合は、  
超過分の $\frac{1}{2}$ の年金額が停止されます。



## 所得による制限における過払い防止について

8月支給期における7月分の支給停止額は、6月の標準報酬月額と前月以前1年間（前年の7月から当年の6月まで）の賞与額に基づき計算しておりますが、社会保険庁からのデータ提供の日程上、当年6月の賞与額が反映されない場合がございます。この場合、7月分の支給停止額は正しく計算されず、過払いが発生し、10月支給期以降にてご精算いただくこととなります。

これを解消するため、7月分の支給停止額を計算する際、当年6月の賞与額が反映されていない場合は、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いることとしています。（翌支給期以降は、社会保険庁からのデータ提供に基づいて、前月以前1年間までの賞与額を用いて再計算を行います）。

【例】平成19年8月支給期において、平成19年6月に支給された賞与額30万円が反映されていない場合

年 月	18年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
賞与額			30万						30万						30万 未反映		
8月 支給期	6月分		←											→			
	7月分		←		←									→		→※	

※…の計算方法による標準賞与額の取り方

- 平成19年6月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額  
平成18年6月～平成19年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万（従来の方法で計算）
- 平成19年7月分の支給停止額の計算に使用する標準賞与額  
平成18年6月～平成19年5月までの1年間に支給された賞与額⇒60万

※平成18年7月～平成19年6月までの1年間に支給された賞与額を使用した場合、平成19年6月に支給された賞与30万円が反映されていないため、年金の過払いが発生することとなります。

ただし、実際に6月に賞与の支給が無かった場合であっても、前々月以前1年間（前年の6月から当年の5月まで）の賞与額を用いて計算しますので、支給不足となる場合もあります。この場合は、10月支給期以降にてご精算させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、このような状況は、12月の賞与支給時においても、同様に発生することが予想されます。

今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

# 国民健康保険料の特別徴収について

国民健康保険料の特別徴収が平成20年度中より開始される予定です。国民健康保険料の特別徴収とは、国民健康保険料を市区町村へ直接納付するかわりに、市区町村からの依頼に基づき、共済組合が年金から天引きすることです。ただし、対象者や特別徴収の方法等の詳細については、未定です。

## 現況届の提出が不要となっております（一部を除く）

地方公務員等共済組合法施行規程の一部が改正され、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、現況の確認を行えるようになったため、平成15年度以降については、現況届の提出が不要となっております。（共済組合における住民基本台帳ネットワークシステムの利用については、法律で定められた事務に限定されており、個人情報の保護には、万全を期しております。）

ただし、次に該当する年金受給者の方については、引き続き、現況届等を送付いたしますのでご提出ください。

- ① 加給年金が加算されている方
- ② 住民基本台帳ネットワークシステムで生存が確認できない方

☆ 送付時期については1月中旬の予定です。

☆ 退隠科・扶助料・互助年金を受給されている方は、引き続き、受給権調査届の提出が必要です。

-----キ---リ---ト---リ---線-----

### 年金受給権者 住所変更届

※ 組合処理欄		

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

平成 年 月 日

届出者 (年金受給者)	年金証書 記号番号	フリガナ	
	氏名		
	連絡先	☎ ( )	生年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日
新住所	〒		
	フリガナ	住所	

(注意) 提出にあたっては11ページの4の書類(住民票等)を必ず添付してください。



# 必要な届出は忘れずに

ここでは、共済年金の各種手続きについてご説明します。次のような変更が生じたときは、共済組合までご連絡ください。

## 1. 失業給付の基本手当を受給するとき（7ページ参照）

「退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」に必要事項を記入し、雇用保険受給資格者証の写しを添えて提出していただくこととなります。

※平成10年4月1日以降に受給権の発生した退職共済年金を受給している65歳未満の方に限りです。

## 2. 加給年金額対象者に異動があったとき（7ページ参照）

「加給年金支給停止届」又は「加給年金消滅届」に停止・消滅事由を記入し、停止の場合は停止事由に該当する年金証書の写しを、消滅の場合は消滅事由に該当した年月日を証する書面（戸籍抄本等）を添えて提出していただくこととなります。

## 3. 再就職先を退職したとき（所得による制限により年金の一部が支給停止となっている方のみ）

「年金の所得による制限に関する退職届」に退職年月日等を記入し、退職された時の辞令、離職票、その他退職したことが分かる書類の写しを一部添えて提出していただくこととなります。

## 4. 転居したときや、住居表示が変更になったとき

10ページの「年金受給権者 住所変更届」を切り取り、必要事項を記入のうえ、転居後の住民票を添えて提出してください。

住居表示変更の場合は、郵便局の通信事務ハガキ「住所の表示変更通知」または市区町村長発行の「証明書」を住民票のかわりに添付していただいても結構です。

また、転居前の住所地の郵便局に郵便物転送の届出をしておいてください。

## 5. 姓名を変更するとき

「年金証書再交付申請書」に改姓後の戸籍抄本、改姓の手続きが完了した年金振込口座の預金通帳の写し、年金証書を添えて提出していただくこととなります。

## 6. 年金の振込口座を変更するとき

「支払金融機関変更届」に新口座を記入し、金融機関の証明を受けて提出していただくこととなります。（金融機関証明のかわりに預金通帳の写しを添付していただいても結構です。）

（注）口座を変更するには処理に2カ月程かかりますので、従前の口座は新口座に年金の振込があるまで解約しないでください。

◎ この他にも、2つ以上の年金を受けるようになったときや、再就職されたときなどにも、手続きが必要となる場合がありますので、何らかの異動が生じたときは必ず共済組合までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、これらの各種手続きに関する届出用紙は共済組合にあります。

お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号をお知らせください。



施設名	所在地	予約電話	区分
玉造荘 パレス松洲	大崎市鳴子温泉字川渡62 宮城郡松島町高城字浜38	0229-84-7330 022-354-2106	公 市
<b>秋田</b>			
ルポールみずほ ふきみ会館 五輪荘 レークサイド山の家	秋田市山王4-2-12 秋田市山王5-9-6 大館市軽井沢字五輪岱65 鹿角郡小坂町十和田湖字銀山1-7	018-862-2433 018-863-8880 0186-52-2142 0176-75-2552	地 警 市 市
<b>山形</b>			
あこや会館 こまくさ荘 うしお荘 パラシオもがみ むつみ荘	山形市松波2-8-1 山形市蔵王温泉932-4 鶴岡市湯野浜1-11-23 天童市鎌田2-1-19 南陽市赤湯字森先233-1	023-642-1358 023-694-9136 0235-75-2715 023-654-0906 0238-43-3035	地 公 市 警 市
<b>福島</b>			
杉妻会館 ホテル福島グリーンパレス みちのく荘 あづま荘	福島市杉妻町3-45 福島市太田町13-53 福島市飯坂町字小滝5-2 福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-523-5161 024-533-1171 024-542-4271 024-542-3381	地 市 地 公
<b>茨城</b>			
ホテルレイクビュー水戸 オーシャンビュー大洗 大洗鷗松亭 シーサイドはまざく	水戸市宮町1-6-1 東茨城郡大洗町東光台8234-1 東茨城郡大洗町磯浜町8179-5 東茨城郡大洗町大貫64-80	029-224-2727 029-267-0488 029-266-1122 029-267-2949	公 地 市 警
<b>栃木</b>			
ニューみくら ホテルたかはら ホテルニューもみぢ 那須の森ヴィレッジ ブランヴェール那須	宇都宮市昭和1-3-6 日光市鬼怒川温泉大原字松原1421-1 那須塩原市塩原1074 那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637 那須郡那須町湯本206	028-622-1093 0288-77-1227 0287-32-3215 0287-78-1636 0287-76-6200	地 公 市 市 東
<b>群馬</b>			
群馬共済会館 上毛会館 アルペンローゼ 凌雲閣 去来荘	前橋市平和町2-16-8 前橋市岩神町3-23-6 吾妻郡草津町草津512-2 渋川市伊香保町10 利根郡みなかみ町湯原684	027-231-5706 027-234-1411 0279-88-1300 0279-72-2254 0278-72-6311	地 公 市 警 公
<b>埼玉</b>			
別所沼会館 プリムローズ有朋 ホテルブリランテ武蔵野	さいたま市南区别所4-14-10 さいたま市浦和区高砂4-10-15 さいたま市中央区新都心2-2	048-861-5219 048-861-4122 048-601-5555	地 警 公
<b>千葉</b>			
プラザ菜の花 ホテルポートプラザちば オークラ千葉ホテル ヴェルシオーネ若潮 黒潮荘	千葉市中央区長洲1-8-1 千葉市中央区千葉港8-5 千葉市中央区中央港1-13-3 千葉市美浜区高洲3-8-5 鴨川市貝渚2565	043-222-8271 043-247-7211 043-248-1111 043-279-1313 0470-92-2205	地 公 市 警 市
<b>東京</b>			
ルポール麹町 東京グリーンパレス グランドアーク半蔵門 アジュール竹芝	千代田区平河町2-4-3 千代田区二番町2 千代田区隼町1-1 港区海岸1-11-2	03-3265-5361 03-5210-4630 03-3288-0111 03-3437-2011	地 市 警 東

施設名	所在地	予約電話	区分
ホテルフロラシオン青山 ザ・クレストホテル立川	港区南青山4-17-58 立川市錦町1-12-1	03-3403-1541 042-521-1111	公 市
<b>神奈川県</b>			
湯河原荘 ひめしゅら 箱根路開雲	足柄下郡湯河原町宮上79 足柄下郡箱根町仙石原1245 足柄下郡箱根町湯本521-4	0465-62-2841 0460-84-7100 0460-85-6678	東 公 東
<b>山梨</b>			
富士桜荘 ホテルやまなみ	南都留郡富士河口湖町船津字三ノ段 笛吹市石和町松本222-4	0555-73-1231 055-262-5522	地 市
<b>新潟</b>			
新潟会館 瀬波はまなす荘 アクアレー長岡 新ゆざわ荘	新潟市幸西3-3-1 村上市瀬波温泉1-2-17 長岡市新陽2-5-1 南魚沼郡湯沢町大字湯沢主水山2208	025-247-9307 0254-52-5291 0258-47-5656 025-784-2236	公 市 市 地
<b>富山</b>			
パレプラン高志会館 グリーンビュー立山 立山高原ホテル	富山市千歳町1-3-1 中新川郡立山町千寿ヶ原 中部山岳国立公園立山天狗平	076-441-2255 076-482-1716 076-465-3001	公 市 公
<b>石川</b>			
ほくりく荘 フローイント和倉 おびし荘 加賀白山荘	加賀市山中温泉菅谷町口113-2 七尾市和倉町ル部2-2 小松市井口町ホ55 能美市緑が丘5-29	0761-78-2418 0767-62-2164 0761-65-1831 0761-51-4515	地 市 市 警
<b>福井</b>			
葵会館 芦泉荘 水仙荘 越路	福井市宝永3-8-1 あわら市堀江十楽1-10 丹生郡越前町岬平 坂井郡芦原町東温泉2-201	0776-25-2228 0776-77-3200 0778-37-1585 0776-77-3151	警 公 地 市
<b>長野</b>			
ホテル信濃路 サンパルテ山王 名月荘 みやま荘 湖泉荘 湖山荘 湯香里荘	長野市岡田町131-4 長野市大字中御所字岡田30-20 千曲市大字磯部1144-4 松本市浅間温泉3-28-6 諏訪市湖岸通り1-13-8 諏訪市湖岸通り2-4-28 下高井郡山ノ内町佐野2592-9	026-226-5212 026-228-3011 026-275-1309 0263-46-1547 0266-53-6611 0266-52-2163 0269-33-2222	公 市 地 公 市 地 市
<b>岐阜</b>			
長良川会館 ホテルグランヴェール岐山 にぎりご山荘 紫雲荘	岐阜市青柳町5-4 岐阜市柳ヶ瀬通6-14 下呂市小坂町落合 下呂市湯乃島692-23	058-253-1622 058-263-7111 0576-62-3157 0576-25-2101	地 公 名 市
<b>静岡</b>			
芙蓉荘 ホテル伊豆高原 ホテル弥生 シーサイドいづたが 静雲荘	葵区大岩本町20-3 伊東市池893-176 熱海市春日町8-24 熱海市上多賀12 伊豆の国市天野49	054-245-2266 0557-53-1155 0557-82-5321 0557-67-2671 0559-48-5000	警 公 警 市 市
<b>愛知</b>			
アイリス愛知 ホテルルブラ王山	名古屋市中区丸の内2-5-10 名古屋市中区栄王山通8-18	052-223-3751 052-762-3151	地 公



施設名	所在地	予約電話	区分
サンヒルズ三河湾 蒲郡荘 レイクサイド入鹿 シーサイド伊良湖	蒲郡市三谷町南山1-76 蒲郡市港町21-4 犬山市字喜元屋敷118 渥美郡渥美町大字中山字岬1-43	0533-68-4696 0533-68-2188 0568-67-3811 0531-35-1151	地 公 市 都
三重			
プラザ洞津 神湯館 サンベルラ志摩	津市新町1-6-28 津市榊原町5079 志摩市磯部町の矢314	059-227-3291 059-252-0001 0599-57-2130	公 地 市
滋賀			
ホテルピアザびわ湖 憩いの里湖西	大津市におの浜1-1-20 高島市勝野1533	077-527-6333 0740-36-2345	地 市
京都			
花のいえ 平安会館 ホテルルビノ京都堀川 ホテルセントノーム京都 うらしま荘	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9 京都市上京区烏丸通上長者町上ル 京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3-7 京都市南区東九条東山王町19-1 宮津市字島崎小字川跡2039-8	075-861-1545 075-432-6181 075-432-6161 075-682-8777 0772-22-4224	公 地 公 市 公
大阪			
以和貴荘 プリムローズ大阪 シティプラザ大阪 ホテルアウィーナ大阪	大阪市中央区大手前3-1-43 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪市中央区本町橋2-31 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6910-6611 06-6941-1231 06-6947-7702 06-6772-1441	地 警 市 公
兵庫			
瑞宝園 パレス神戸 ひょうご共済会館 六甲荘 ゆめ春来	神戸市北区有馬町1751 神戸市中央区下山手通5-1-16 神戸市中央区中山手通り4-17-13 神戸市中央区北野町1-1-14 美方郡温泉町湯1569-6	078-903-3800 078-371-7800 078-222-2600 078-241-2451 0796-99-2211	地 警 市 公 市
奈良			
猿沢荘 共済会館やまと 春日野荘	奈良市池之町3 奈良市鍋屋町15 奈良市法蓮町757-2	0742-22-5175 0742-24-5021 0742-22-6021	地 市 公
和歌山			
ホテルアバローム紀の国 サンかつうら	和歌山市湊通丁北2-1-2 東牟婁郡那智勝浦町天満803-3	073-436-1200 0735-52-4750	公 公
鳥取			
ホープスターとっとり 白兔会館 弓ヶ浜荘 溪泉閣	鳥取市永楽温泉町556 鳥取市末広温泉町556 米子市皆生温泉4-6-12 東伯郡三朝町山田180	0857-26-3311 0857-23-1021 0859-22-7476 0858-43-0828	市 公 市 市
島根			
ホテル宍道湖 ホテル白鳥 サンラポーむらくも	松江市西嫁島2-10-16 松江市千鳥町20 松江市殿町369	0852-25-1155 0852-21-6195 0852-21-2670	地 市 公
岡山			
三光荘 サン・ピーチOKAYAMA ピュアリティまきび	岡山市古京町1-7-36 岡山市駅前町2-3-31 岡山市下石井2-6-41	086-272-2271 086-225-0631 086-232-0511	地 市 公
広島			
鯉城会館	広島市中区大手町1-5-3	082-245-2322	地

施設名	所在地	予約電話	区分
八丁堀シャンテ	広島市中区上八丁堀8-28	082-223-2111	市
山口			
防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555	市
翠山荘	山口市湯田温泉3-1-1	083-922-3838	地
セントコア山口	山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811	公
シーサイドパレス萩	萩市椿東字北川6030-13	0838-26-6141	市
徳島			
ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121	市
香川			
ルポール讃岐	高松市中野町23-23	087-831-3330	地
ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677	市
愛媛			
えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311	市
にぎたつ会館	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939	公
高知			
さんご荘	高知市鷹匠町2-5-4	088-823-6221	警
高知共済会館	高知市本町5-3-20	088-823-3211	市
高知会館	高知市本町5-6-42	088-823-7123	公
福岡			
福岡リーセントホテル	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741	公
ホテルレガロ福岡	福岡市博多区千代1-20-31	092-651-7611	地
博多サンヒルズホテル	福岡市博多区吉塚本町13-55	092-631-3331	警
小倉リーセントホテル	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673	公
佐賀			
若楠会館	佐賀市城内1-3-13	0952-29-2233	地
はがくれ荘	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212	公
長崎			
ホテルセントヒル長崎	長崎市筑後町4-10	095-822-2251	公
白雲荘	雲仙市小浜町北本町940	0957-74-2251	地
熊本			
水前寺共済会館	熊本市水前寺1-33-18	096-383-1281	公
グランド肥後	熊本市東町4-10-1	096-367-1500	警
宮崎			
ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285	市
大分			
つるみ荘	別府市田ノ湯町13-13	0977-21-0101	地
豊泉荘	別府市青山町5-73	0977-23-4281	公
鹿児島			
ホテルウェルビューかごしま	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838	公
マリンパレスかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822	市
沖縄			
サザンプラザ海邦	那覇市旭町7	098-862-4120	警
八汐荘	那覇市松尾1-6-1	098-867-1191	公
梯梧荘	国頭郡今帰仁村字与那嶺1255	0980-56-2824	公

# 個人情報保護について

## 個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

### 1. 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。

### 2. 法令の遵守

当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

### 3. 個人情報の取得と利用

当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

### 4. 個人データの第三者提供

当組合は、法令に定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

### 5. 個人データの管理

当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

### 6. 個人データの開示、訂正、利用停止等

当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。

### 7. 組織及び体制

当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

《個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先》

大阪市職員共済組合 庶務係 06-6208-7541~3

## 個人情報の利用

個人情報の利用については、年金の決定・給付に関する業務に限定しております。なお、社会保険庁・総務省・市区町村・業務遂行に係る委託業者等へ個人情報を提供する場合があります。

# 文芸欄

## 俳句 土井翠里選

蔦若葉鉄砲狭間見え隠れ

安藤素澄

花の雨ぬぬるも良しと旅一日

前田尚子

遙かより来てまた帰る青田風

板谷千恵子

天の川逢瀬の權が水を切る

吉田保則

げんげ田の向うに灯り二つ三つ

假屋宮子

あじさみや雨のしづくに色うつし

吉川公雄

春浅し水美しき残り鴨

大東公子

紫陽花や早変りする万華鏡

竹谷猷修

### 選者吟

うす白き月の出ている日永かな

堤禎子

奈良彫りの木屑にほへり春の塵

たくましくなりし子の腕更衣

富内幸子

つまづきし瀬音に山の笑ひきく

絵の具みな使こうてみたし聖五月

中嶋国博

お身ぬぐひ若き尼僧のほほかぶり

中藤雪枝

鐘おぼろ波紋となりて湖に沈む

中村登三子

柔かき木の芽潤ほす雨の音

夏川静子

### 川柳

寒夕焼け待つ人のいる暖かさ

濱崎和子

聞き上手忘れ上手でまろく生き

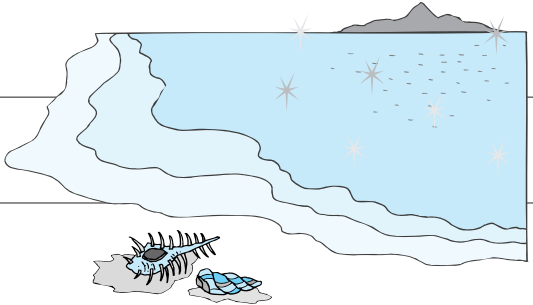
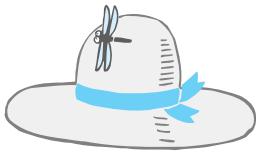
福居喜一

闘病の歩に下萌えの大地あり

深川鈴子



# 年金カレンダー（共済年金）

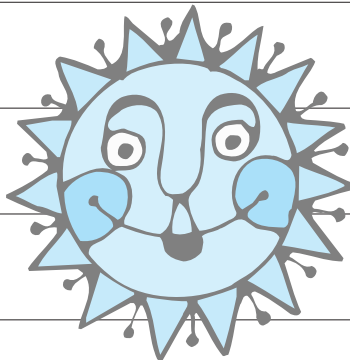
年月	年金支払日	その他
平成19年 6	15日(金) 年金支払日(4・5月分)	
7		
8	15日(水) 年金支払日(6・7月分)	
9		
10	15日(月) 年金支払日(8・9月分)	
11		中旬 「平成20年分 扶養親族等申告書」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。 下旬 「平成20年分 扶養親族等申告書」の提出締切
12	14日(金) 年金支払日(10・11月分)	

平成20年 1		中旬 「平成19年分 現況届」の送付 ※一部の方のみ(詳しくは10ページをご覧ください) 「平成19年分 源泉徴収票」の送付 ※障害(共済)・遺族(共済)年金の受給者の方には、非課税のため源泉徴収票は送付いたしません。
2	15日(金) 年金支払日(12・1月分)	月上旬 「平成19年分 現況届」の提出締切 ※一部の方のみ ☆確定申告(2月16日～3月15日) ※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。
3		
4	15日(火) 年金支払日(2・3月分)	
5		
6	13日(金) 年金支払日(4・5月分)	



大阪市北区中之島1-3-20  
 大阪市職員共済組合  
 TEL 06-6208-7547~9

# 年金カレンダー（退隠料・互助年金）

年月	年金支払日	その他
平成19年 6	15日(金) 年金支払日(5・6月分)	
7		
8	15日(水) 年金支払日(7・8月分)	
9		
10	15日(月) 年金支払日(9・10月分)	
11		<p>中旬 「平成20年分 扶養親族等申告書」の送付 ※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</p> <p>下旬 「平成20年分 扶養親族等申告書」の提出締切</p>
12	14日(金) 年金支払日(11・12月分)	

平成20年 1		<p>中旬 「平成19年分 受給権調査届」の送付</p> <p>「平成19年分 源泉徴収票」の送付 ※扶助料・恩給扶助料・遺族年金・障害年金の受給者の方には、非課税のため送付いたしません。</p>
2	15日(金) 年金支払日(1・2月分)	<p>上旬 「平成19年分 受給権調査届」の提出締切</p> <p>☆確定申告(2月16日～3月15日)</p> <p>※手続き等に関しては税務署におたずねください。 なお、税務署は土・日・祝日は閉庁となっています。</p>
3		
4	15日(火) 年金支払日(3・4月分)	
5		
6	13日(金) 年金支払日(5・6月分)	

連絡先

大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市総務局（退隠料担当）  
TEL 06-6208-7547~9

大阪市中央区安土町3-1-3 ヴィアーレ大阪内  
大阪市職員互助会（互助年金担当）  
TEL 06-4705-2425~7

## 大阪市職員共済組合のホームページを開設しました。

URL <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Osaka City Employees Mutual Aid Association. At the top, the header includes the organization's name, contact information (〒530-8201, 大阪市北区中之島1丁目3番20号), and navigation links for '個人情報保護', '事務局案内', and 'あひだは 00193 人目のお客様です'. Below the header is a main navigation menu with icons for '当共済組合について', '組合員の皆さまへ', '年金受給者の皆さまへ', and '大阪市を退職された方へ'. A central section titled '共済組合からのお知らせ' (News from the Mutual Aid Association) features a 'QA よくある質問' (FAQ) link and a '広報誌' (Newsletter) link. A right-hand sidebar contains a '宿泊施設を運営する共済組合へのリンク' (Links to mutual aid associations operating accommodation facilities) section with a list of organizations including '全国市町村共済組合連合会', '地方職員共済組合', '公立学校共済組合', '警察共済組合', '東京都職員共済組合', and '名古屋市長官共済組合'. A bottom sidebar contains a '医療に関する短期給付についてはこちらをご覧ください。' (For information on short-term benefits related to medical care, please click here.) link. A footer area contains a 'Get ADOBE READER' button and a notice: 'このホームページに収録されているPDFファイルをご覧になるには、Adobe Readerが必要です。Adobe社のダウンロードページにジャンプしますので、そこから最新版を入手してください。' (To view the PDF files included on this homepage, you need Adobe Reader. Adobe Reader is available for download from Adobe's download page, so please click here to jump to the page and download the latest version.)

## 大阪市健康保険組合の保養所・特約旅館の廃止について

大阪市健康保険組合の共済組合移行に伴い、保養所・特約旅館を廃止することとなりました。

### ○ 保養所

平成19年8月31日をもって廃止します。

ファインビュー白浜 (旧 大阪市健康保険組合 白浜寮)

利用料金 平日 1泊2食 7,000円から

特定日 (休前日) 1泊2食 8,000円から

受付 ファインビュー白浜 (電話 0739-42-2751)

### ○ 特約旅館

平成19年9月30日をもって廃止します。

施設数31ヶ所 (詳細については、健康保険組合までお問い合わせください。)

受付・問い合わせ 大阪市健康保険組合 (電話 06-6208-7585)



退職者だより第36号  
平成19年6月発行  
大阪市職員共済組合  
大阪市北区中之島1-3-20  
TEL 06-6208-7541